

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17031

研究課題名(和文) 確認の訴えと将来の給付の訴えによる将来の権利の取扱い

研究課題名(英文) the relations with cases of future payment and cases for a declaratory judgement

研究代表者

春日川 路子 (Kasugakawa, Michiko)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：50735537

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究期間において、将来の給付の訴えと確認の訴えとの関係を明らかにすべく研究を進めた。比較の対象としたドイツ民事訴訟法においては二つの訴えがともに提起できるとされる場合には、特に確認の訴えの利益があるといえるのかが問題となること、確認の訴えの利益につき大きく二つの考えがあることが明らかになった。また、日本法においても、ドイツ民事訴訟法において議論されているものと同様の問題が生じる可能性があること、将来の給付の訴えについてどのように理解するかにより、問題の結論が変わりうること、その際将来の給付の訴えによって得られる将来給付判決の判決効の理解が争点になることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In current period, I pushed forward a study in order to clarify the relations with cases of future payment and cases for a declaratory judgement. In German Civil Procedure, it is a problem whether there is the necessity of a claim for a declaratory judgement, when not only a claim for a declaratory judgement, but also a claim for future payment are possible. In Japanese Civil Procedure, the necessity of a case for a declaratory judgement in those case is also problematic and it depends on how cases of future payment are understood.

研究分野：民事法学

キーワード：将来の給付の訴え

## 1. 研究開始当初の背景

給付の訴えは、履行期が到来した権利や請求権を訴求する現在の給付の訴えと、口頭弁論終結後に履行期が到来する権利や請求権について提起する将来の給付の訴えに大別される。将来の給付の訴えは、あらかじめ請求する必要がある場合(民事訴訟法135条)に許容されるが、当該必要が認められるのはどのような場合か、どのような権利や請求権が対象となるのか、学説や裁判例において議論が続いている。

これまで研究代表者は、将来の給付の訴えが適法となりうる場合を具体的に明らかにすることを目指し研究を進めてきた。平成26年度には、口頭弁論終結後の将来において履行期が到来することになる敷金返還請求権が将来の給付の訴えの対象となりうるかとの事案を取り上げ検討した。結論としては、民事訴訟法135条の将来の給付の訴えの対象にならず、そのような敷金返還請求権は、将来の給付の訴えによっては訴求できないと判断した。平成27年度には将来にわたって継続的に発生する不当利得の返還を求める訴えに対して最高裁が示した判断(最判平成24年12月21日集民242号117頁)についても検討を加え、その成果をもとにして判例批評を発表した。そこでは、最大判昭和56年12月16日示された基準を最判平成24年12月21日の事件にあてはめたことの適否、および、将来にわたって継続する給付を求める将来の給付の訴えが適法となる要件として挙げられる、対象となっている権利や請求権が「将来にわたり発生する蓋然性が高い」ということについても、それが本当にメルクマールになるのか、との点についてドイツ法の規定や解釈を踏まえて検討を加えた。

このようになされた一連の研究のなかで具体的に提示した将来の給付の訴えの要件は厳格なものであり、これに基づいて判断をおこなうと、将来の給付の訴えが適法となる事件類型や将来の給付の訴えが提起されうる具体的事案はかなり限定されることになる。したがって、将来の給付の訴えの対象にならず将来の給付の訴えによって訴求できない権利や請求権の取扱いについて、さらに検討を加える必要を認識した。つまり、将来の給付の訴えの対象になりえない権利や法的地位というものは、もはやそれ以上民事訴訟において取り扱うことはできないのか、それとも、なにか別の手段によれば取り扱うことが可能なのかとの疑問を解決する必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究の最終的な目的は、民事訴訟における将来の権利・法律関係の取扱いを明らかにすることである。つまり、民事訴訟においてはどのような将来の権利や法律関係を取り扱うことができるのか、その際どの

ような手段によるべきかを明らかにすることを目的とする。

上述の通り、これまでの研究成果を前提とすると、将来の給付の訴えにおいては取り扱うことのできない権利や法律関係がいまだ残されることになる。民事訴訟における権利将来の給付の訴えの対象になりえない権利や法的地位というものは、もはやそれ以上民事訴訟において取り扱うことはできないのか、それとも、なにか別の手段によれば取り扱うことが可能なのかとの点が未だ明らかにされていない。

この点につき、民事訴訟においては、将来の給付の訴えによって口頭弁論終結後の将来の給付を求める場合と並んで、確認の訴えによって将来の権利や法律関係につき確定を求める場合が考えられる。よって、将来の給付の訴えの対象にならない権利や法律関係については、確認の訴えによって当該権利を確定させることで権利の保護を図るのがよいとの仮説を立て、研究を進めていた。しかし、日本と比較の対象としてドイツの将来の給付の訴えと確認の訴えの対象および適法となる事案や要件について研究するにつれ、ドイツ法における確認の訴えと日本法の確認の訴えは機能や効果の点で同一ではないことに加え、日本法の確認の訴えについてもいまだ不明な点があることが判明した。民事訴訟法においては、得られる判決の効力に着目し、訴えを3つの類型(給付の訴え、確認の訴え、形成の訴え)に分類して説明する。しかし、抽象的差止めのように既存の3つの類型への分類が困難な訴えも存在しており、得られる判決の効力のみに着目した訴えの分類の限界を示唆する見解もみうけられる(一例として、安西明子・法学教室375号9頁・2011年)。

先に述べたように、日本法の確認の訴えにおいても、依然として不明な点が発見されたように、従来当然のように考えられてきた訴えの類型や各々の訴えの機能についても、いまだに検討を加えるべき事項や明らかにすべき事項が残されているといえる。

## 3. 研究の方法

本研究期間においては、具体的には、将来の給付の訴えと確認の訴えという、二つの訴えの関係に着目して研究を進めた。一点目として日本法における確認の訴えの性質・特徴を明らかにすることを目指した。その際に、日本法と日本法以外の法律を比較するという方法を採用し、比較の対象としてドイツ民事訴訟法を取り上げた。ドイツの民事訴訟においてはどのような権利が確認の訴えの対象となりうるのか、どのような場合において確認の利益が認められるのか等の観点から、日本法とドイツ法との比較を行った。

二点目には、将来の権利や法律関係がそ

の対象になる（少なくともその対象となる可能性がある）訴えという観点が共通している、将来の給付の訴えと確認の訴えを包括的に研究し、将来の権利を民事訴訟において取り扱う際の問題点の解明に取り組んだ。将来の給付の訴えと確認の訴えの包括的研究としては、ドイツ民事訴訟法における将来の給付の訴えと確認の訴えとの関係や各訴えが取り扱う権利や法律関係の範囲を分析するという比較法的な手法と、日本法において将来の権利の取扱いが問題とされた具体的事例を、日本における将来の給付の訴えと確認の訴えの観点から分析するとの手法を用いた。とりわけドイツ民事訴訟法においては、将来の給付の訴えも確認の訴えも提起する余地がある場合にどのような処理をするか議論がある。上述の通り、本研究期間中においては、ドイツ民事訴訟法を対象とする比較法的手法が中心的に用いられた。確かに日本民事訴訟法とドイツ民事訴訟法は異なる法律であり、ドイツ民事訴訟法における議論が直接日本法に導入可能であるという事情があるわけではなく、ドイツにおける理解が直接日本法の解釈に影響を与えるとは言い難い。しかし、後述するように、日本における将来の給付の訴えおよび将来の権利の取扱いについては、裁判所の理解と学説とが異なる理解を示しており、複数の見解がありうるところである。わけても、将来にわたって継続する不法行為に基づく損害賠償を求める事案においては、そのような事案において将来の給付の訴えを許容すべきとの立場と、将来の給付の訴えは許されないとする立場が先鋭に対立しており、議論が膠着した状態であるとの評価が可能である。こうした状態においては、日本における裁判所や学説といった切り口とはまた異なる視点からの分析が有益であり、示唆に富むと考える。このような考えから、外国の異なる法体系を有するドイツ民事訴訟法における将来の給付の訴えおよび確認の訴えという視点を取り入れて研究を行った。

#### 4. 研究成果

民事訴訟においてはどのような将来の権利や法律関係を取り扱うことができるのか、その際どのような手段によるべきかとの問題を最終的に明らかにするために、本研究期間においては、特に将来の給付の訴えと確認の訴えに着目し、二つの訴えの関係性を明らかにすることを目指して研究を進めた。具体的には、平成28年度においては、比較の対象として、日本法を立法する際に参考とされた、ドイツ民事訴訟法における将来の給付の訴えと確認の訴えについて着目し、わけても二つの訴えの関係を解明することに注力した。

これによって、ドイツ民事訴訟法の理解を前提とすると、一例としては損害の賠償

を求める給付の訴えと、損害賠償義務の確認を求める訴えのように、双方の訴えにつき提起される可能性のある場合が存在する。よってドイツ民事訴訟法においては二つの訴えの関係につき、詳細に検討する必要があるとの点が明らかとなった。また、ドイツ民事訴訟法においては二つの訴えが競合した場合には、確認の訴えにつき確認の利益が認められるかとの点が議論されており、さらにこの問題は提起された将来の給付の訴えの種類によって、結論が左右される可能性がある。ドイツ民事訴訟法においては3種類の将来の給付の訴え（ZPO257条、258条、259条）が規定されているところ、一方ではZPO257条とZPO258条の訴えを提起すると確認の利益が失われると理解し、訴え提起の時点においてもどちらの訴えを提起するかとの選択はできないとする立場がある。他方で、ZPO257、258条の訴えの場合でも確認の利益は失われず、原告は選択できるとの立場も主張されている。ZPO259条の訴えの場合には、将来の給付の訴えか確認の訴えかを原告が選択できるとのライヒ大審院の判断も存在するものの、この見解には疑問も投げかけられている。これによってドイツ民事訴訟法においては二つの訴えがともに提起できるとされる場合には、特に確認の訴えの利益があるといえるのかが問題となること、この問題において確認の訴えの利益につき大きく二つの考えがあることを明らかにした。

このような取扱いの差異は、ドイツ民事訴訟法における、将来の給付の訴えの要件の違いから生まれていると分析される。ZPO259条の訴えを提起する際には、適時の履行がなされないおそれがあることが要求される。他方で、ZPO257条および258条の訴えにおいてはこのようなおそれの存在は要求されておらず、求める給付が反対給付に左右されないこと、反復継続する給付であること等の要件を満たせば提起することができる」と説明されている。特に、ZPO259条の訴えの場合には原告は将来の給付の訴えか確認の訴えかを選択できるとする立場は、特別の要件が要求されるZPO259条の訴えは確認の訴えよりも訴訟のリスクが追加されるものであり、原告にはそのようなリスクをとることは期待されないと説明するところである。

このように、先に述べた成果を踏まえて平成29年度においては、まずは継続的不法行為に基づく将来の損害賠償を将来の給付の訴えによって求めることができるかとの事件類型につき、新たな最高裁の判断がなされたため、当該事件についてこれまでの研究成果をもとに評釈を執筆した。この評釈においては、現状では将来の給付の訴えが提起できる場合についてだけでなく、将来の給付の訴えそのものとのとらえ方につき複数の理解があることを指摘した。特に、

将来の給付の訴えにいかなる意義や機能を認めるべきかとの点については、さらに詳細かつ多面的な議論が必要であることを明らかにした。

次に、日本法における将来の給付の訴えと確認の訴えとの関係を整理すべく、ドイツ民事訴訟法における議論を参考にして検討を加えた。日本法においては、「あらかじめその請求をする必要がある場合」に将来の給付の訴えを提起することができることとされている。これはドイツ民事訴訟法において将来の給付の訴えにつき3つの規定が存在しており、ZPO257条および258条においてはこのような必要性は要求されていないが、ZPO259条においては適時の履行がなされないおそれが要求されるとの状況とは異なるものである。しかし、近時将来の給付の訴えにも複数の理解がありうるのと同様に、確認の訴えについてもその予防的機能を重視する立場や、将来の権利関係につき現在の時点において争いがある場合には、そのような権利関係も確認の対象になりうるという理解も主張されている。従って、日本法においても、ドイツ民事訴訟法において議論されているものと同様の問題が生じる可能性があること、将来の給付の訴えについてどのように理解するかにより、問題の結論が変わりうること、その際将来の給付の訴えによって得られる将来給付判決の判決効の理解が争点になることを明らかにした。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

(1) 春日川路子、飛行場騒音による損害賠償請求権の将来給付の適格、民商法雑誌、査読なし、153巻、2017、pp764-772

(2) 春日川路子、将来の給付の訴えと確認の訴えについて ドイツ民事訴訟法における見解の紹介、市民生活と現代法理論、三谷先生古稀記念論文集、査読なし、2017、1巻、pp3-21

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

春日川 路子 (KASUGAKAWA, Michiko)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：50735537

(2) 研究分担者  
なし

(3) 連携研究者  
なし

(4) 研究協力者  
なし